

見世臺所ニ而仕込之事（見世若者小供ニ至迄一同出席）

見世若者小供ニ至迄一同出席  
 文久二年戊辰正月廿日  
 怪讀重店席夜  
 読事公湯書人南見云

一 吸物き道 何れも年  
タマゴカ  
タラコナ  
松茸等

一 神ニスル相ヒタカ見ニハクんニヤケ  
足入何れも年  
生相見鳥花  
二回中斗

一 湯肴有ニヤケ見ニヤケ南ニヤケ見ニヤケ  
何れも年  
何れも年  
何れも年

一 仕舞一回り也ん

右白書中より仕舞つらんせ  
 為るわ供に至ると一同出席  
 上定同様の仕舞も有る

書上  
C-1  
460



【釈文】

見世臺所ニ而仕込之事

文久二壬戌正月廿日

蛭講兼店卸祝ひ并ニ

諸事心得書・且人當覚書

献立覚

タマゴナ

カモノナ

タラコブ

松茸ニウト

一 吸物壱通 何ニ而も見計、

有合之もの

外ニタマゴ

一 三ツ物之る以

是又何ニ而も取計、

ニスルメ カヅノコ

生物・魚・鳥ニ不限、

ヒタシ物 ホシノリ

三四品計

三バイ物之る以 シヤケ

一 終肴見當り候ハレ

何魚ニ而も刺身物見計、

肴やニ其節無之候ハヽ宣布、

若持合候共、格別不釣合

高直ニ候ハヽ見合之事

一 仕舞一同う登ん

右盤日暮早々座敷へ見世

若者小供ニ至迄一同出席

之上、定目讀聞せ候而、終而尔

人々平日之行常・善悪とも申

為聞、其上商向并二年中之

諸相談等致、相互ニ存意を

述和合可致、不宜儀平日ニ

有之者盤、其席ニ而誰ニ而も

遠慮有之間敷候事、尤も

取初耳店卸勘定之振合等、

善悪等も夫々可申聞候事、

尚又、積印美金等之儀も

夫々有之候事、此儀盤別段

主人方之心得ニ有之候事、只

為心得与、此所江扣置候而已二候

【読み下し文】

見世臺所にて仕込みの事

文久二壬戌正月廿日

蛭講兼店卸祝ひ并に

諸事心得書・且つ人當て覚書

献立覚

タマゴナ

カモノナ

タラコブ

松茸ニウト

一 吸物壺通り 何にても見計らい、

有り合せのもの

外にタマゴ

一 三つ物のるい 是又何にても取り計らい、

ニスルメ カヅノコ 生物・魚・鳥に限らず、

ヒタシ物 ホシノリ 三四品計り

三バイ物のるい シヤケ

一 終着見當り候はば

何(の) 魚にても刺身物見計らい、

肴やにその節これ無く候はば宣しく、

若し持ち合せ候とも、格別(に) 不釣り合い

高直に候はば見合せの事

一 仕舞い一同うどん

右は日暮早々(に)、座敷へ見世

若者小供に至る迄一同出席

の上、定目(を) 讀み聞かせ候て、終り而に

人々平日の行常・善悪とも申し

聞かせ、其上商い向並びに年中の

諸相談等(を) 致し、相互に存意を

述べ和合致すべし、宜しからざる儀平日に

これ有る者は、その席にて誰にても

遠慮これ有る間敷く候事、尤も

取初に店卸勘定の振り合い等、

善悪等も夫々申し聞くべく候事、

尚又、積印美金等の儀も

夫々これ有り候事、この儀は別段

主人方の心得にこれ有候事、只

心得として、この所へ扣え置き候のみに候

## 【解説】

前回に引き続き、今回もゑびす講の話を取掛かりにしたいと思います。今日、年の瀬を迎える前の十一月十九日を宵宮、翌二十日を本宮として祭礼が執り行われている桐生のゑびす講ですが（コロナ禍の近年は、密を避けるために日数を延ばした分散参拝になっています）、今回の古文書では、年の明けた一月二十日に講を行っていることが記されています。

全国のゑびす神の総本社は摂津国（現兵庫県）の西宮神社ですが、その例祭日は九月二十二日で、一月九日・十日・十一日の三日間行われる祭典「十日戎」とおかえびすでは、十日の早朝六時の開門と同時に、一番福を目指して本殿下へと「走り参り」ふくおとしをする福男で有名です。

ゑびす神をまつりもてなすゑびす講ですが、その日は十月二十日とするところや、今日の桐生同様十一月十九・二十日のところ（隣の足利市も同様）もあり、また今回の古文書に記されるように一月二十日のところもあります。ゑびす神を十月におまつりするのには、全ての神が出雲へ向かうこの月（「神無月」）に、この神のみが出雲に行かず、

地元に残ったからという説もありますが、ゑびす神は、時には農民にとって田畑に五穀豊穰をもたらしてくれる神として、また商人にとっては商いを潤わせてくれる神として信仰されていたことから、農家にとっては収穫期の十月に、また商人にとっては帳簿を改める年明け月の一月にといった具合に、それぞれの理に適った月に講が行われるようになったのではないかと考えられます。

いまでこそ、桐生には「関東一社」を誇る桐生西宮神社が鎮座していますが、美和神社の杜もりにゑびす神が分霊祭祀されたのは、明治三十四年（一九〇一）十一月二十日のことです。桐生の西宮神社が「関東一社」と称されるのは、ゑびす神をまつる神社の多くが、御祭神をおおくにぬしのみこと 大国主命や事代主命とするのに対し、摂津西宮神社第一殿の祭神である蛭子大神を御祭神として祀っている関東で唯一の直系分社ひるこおおかみ だからです。

その勧請の記録によれば「桐生の商工業者は昔から西宮神社を信奉し、摂津の西宮神社まで参詣するものも多かったが、近年足利に西宮神社が分霊されてからは、祭礼の日になると桐生の町民が総出でここに向かうほど」で、「摂津や足利へ出向くとなると、その費用と時間も馬鹿にならないだけでなく、その間、機業も休みとなってしまう」と訴えています。そこで「足利同様、桐生にも分霊したいという機運が高まっている。機の職工たちに、仕事に尽くせば福德を得るこ



とができると説くにあたり、西宮神社こそが福德を与える神であることは誰でも知っており、お迎えできれば職工たちの信心も深まり、一層桐生織物が盛大なものとなる」と述べ、ついに桐生への分霊が認められたのです（「西宮分社建設願」）。

さて今回の古文書は、桐生の大店「書上家」おおだなに伝わった、ゑびす講の日の献立や、饗宴の心得を記した文書です。文久二年（一八六二年）に記されたものですから、まだ桐生西宮神社の分霊以前のことです。

書上家には、幕末期から明治年間にかけての、ゑびす講に関する文書が数点伝わっていますが（「恵比壽講の式札」や「恵比壽講祝事録」、

「恵比壽講記事録」など）、その日付は今回の一月二十日以外にも、十月二十日（慶応三年「一九六七」）や、十二月十一日（明治二十五年「二八九二」）、一月三日（明治二十四年）とするものがあり、同家では講を行う日が、年によって異なっていたことが窺えます。商家ではゑびす神は、遠方（異郷）よりやってきて富をもたらす福の神として信奉されてきましたから、講の日はゑびす神が、出稼ぎから帰ってくる日であるとか、または商いを始める日と意識され、店の関係者や招待客（出入りの商人やお得意先）たちに気前よく酒や膳を振舞いました。この商売でつながりある人たちへのもてなしが、ゑびす神への饗応であり、商いの繁昌をもたらすものと信じられていた当時は、大店

同士が同じ日にゑびす講のお祝いをしてしまい、結果的にお互いの招待客が重複し、振舞う相手が少なくなることをさけるために、講の日が固定化されなかったのかもしれない。

ではどのくらいの人数に膳が振舞われたのでしょうか。実はこの文書、今回図版で示したのはその前半部分のみでまだ続きがあります。後半部分には、誰の膳には酒をどれだけ添えるなど、細かな割り振りが（人当て）が記されています。そこには、今回のゑびす講では家人をはじめ四十四名の人たちが祝いの場にいたことがわかります。因みに、同家文書には安政四年（一八五七）の「蛭子講」の記録も残されており、こちらはさらに具体的な参加者がわかり、それによれば家人や見世で働く奉公人、下男・下女、隠居からはじまり、招待客（廻り髪結なども招かれている）、見世御客、料理人に至るまで都合七十人の膳が用意されたことがわかります。

では、古文書を読んでみましょう。冒頭に「見世臺所にて仕込み（店の台所で調理する）」とあり、以下、蛭講（ゑびす講）の日に店卸し（＝決算）をして、招待客に振舞うゑびす講の祝い膳の献立と、饗宴の席での心得が続きます。献立覚をみると、三つほどの膳を席前に並べる「会席料理」の形をとっているようです。タマゴナ（卵菜カ）・

カモノナ（鴨煮菜カ）・タラコブ（鱈昆布）・松茸ニウト（松茸煮うど）

といった「平」にあたる料理から始まり、ニスルメ（煮するめ）やカヅノコ（数の子）、三バイ物（三杯酢）の類としてシヤケ（鮭）などの「猪口」、「三菜」（刺身・焼物・煮物）には「生物・魚・鳥」に限らず、二品から四品並べることとなっていたようです。因みに当時はまだ食卓を使わず、席前に膳を並べるのが普通でした。

なお、はじめの方に「一 吸物壺通り 何にても見計らい、有り合わせのもの」とあります。これは当時の会席の作法では、正式には酒は料理を楽しんでからいただくものという習慣があり、料理の最後に吸物が出されて食事が終わり、それから酒が出されるということをおぼえての事と思われます。「宴席の頃合いを見計らって、有り合わせのものでよいので吸物を出し（て、酒を出し）なさい」という意味でしょうか。

「終しまいの肴（＝「酒菜さかな）」には、どの様な魚でもよいので刺身を出しなさい」とありますが、先の安政四年の史料では「満く路（まぐろ）」や「平目」の刺身が振舞われたことがわかります。寒い旧暦一月二十日（今の二月中旬）頃のこととはいえ、江戸時代に、海から相当離れた桐生の大店の宴席で、づけや昆布締めかもしれませんが、海の魚が刺身で供されていたことに驚かされます。が、その一方で今回の史料では「但し魚屋にない時は、なくてもよいし、あまりにも高値の時は、見合わせてもよい」とあるのは、さすがは堅実な大店の主人。商人

氣質が表れているようで面白いですね。なお、少し時代が下った明治五年の史料ですが、桐生新町には、魚渡世は二十三軒の「魚屋」（この内、五軒が書上商店や近江屋（矢野）など大店が集まる二丁目にありました）と、「棒手振り」ぼてふ（＝店舗を持たずに商品を売り歩く）が一人で、二十四軒。同じ史料では、野菜を扱う「青物屋」あおもものやや「八百屋」は二十軒ですから、新町では魚をあつかう店の方が多かったのです。前回紹介した市の文書いちでは、市の外で商いをしていた魚商人たちがいることも書かれています。

そして仕舞い（最後）は飯ではなく、うどんを食べるところが、今もうどんの町を看板とする桐生らしいところです。実際に同時代の桐生新町の役用日記を読んでいると、隣町から遣わされてきた使い人などに吸物、酒、うどんを振舞うといった記事をよく目にします。

さらに読み進めると、宴席での次第が書かれています。ゑびす講（兼、店卸し）の日は、店をいつもより早く閉め、店で働く若者子供は勿論、下男下女にいたるまで日暮早々に座敷に上がり（膳はすでに据えられています）、店の決まり事である「定目」（＝「條目」きまりごと）を、番頭さんがでしうか、読み上げるのを聞きます。それが済んだら、日々の勤めぶりの良し悪しを省みて、商い向きや店のこれから目標など諸々のことを語り合い、互いに意見を述べ合っよしみて好を

深めなさい、ただし、もし普段からの勤めぶりが芳しくない者があれば、この宴席では誰でも遠慮なく意見をしてもよい、とあります。

そして思い出したかのように、最初にすべきこととして、店卸し勘定（決算収支）の結果の好不況もこの席で申し伝えることが記されています。さらに加えて、それぞれに「積印美金」を用意するとありますが、この積印美金とは何でしょうか。推察するしかないのですが、積印は奉公人たちの積立帳で、ゑびす講のような何かしらの祝い事の際に主人が帳面に印を押し、家族の不幸といった入用時や、年季明けなどにまとまった金を渡すためのもの、美金はほんの一昔前まで、大きな商店や工場では、ゑびす講の日には従業員たちに料理や折詰めを振舞い、小遣い金を特別に支給していたことからすると、おそらくは宴席で奉公人らへ渡す「お小遣い」のことではないでしょうか。そしてこのことは、特に主人の心得（として重要）であるから、ここに心得として控え書しておく、と結んでいます。